

は京極を居て教をいふ

別
12
2945

遠近道印

鴈 魚

江戸繪圖は遠近道印が標せられたのは、寛文五枚圖が最初であり、此の板元は經師屋加兵衛で、寛文十年江戸大繪圖、同十一年江戸外繪圖、深川本庄浅草、同浅草深井小石川の二面、同十二年同小日向牛込四ッ谷、同赤坂麻布芝筋の二面、三年掛りで都合五枚を發行した、發行當時は日本橋南二丁目居たが、飛島川は三丁目(大傳馬所)は鱗形屋孫兵衛と云ふ草双紙大問屋有之、今はちいとある、其の家は化政頃まで続き、思出で深い色々な出版物を残した、その經師屋が鱗形屋であるのを知つたのは、延宝四年版分間江戸圖の判本、經師屋加兵衛、名の下は鱗の字の判を振つてあるのを見て心付いた、經師屋と云ふのは、加兵衛の本職を其の儘と云つたので、經師屋から出版へ商賣移へた故に、鱗形屋と云ふ屋号はあり、經師屋を通じて居たので、久しく屋号

江戸の鱗形屋

を引用しなかつたらしい、

萬治二年大經師加兵部板の江戸小繪圖は、
其の筋の許可を仰たこと、一分五間積り、
たどとを云つて居るいが、寛文板の方には、

此繪圖以來訴訟致~~新~~板行ゆる、他ふそ
類板有間ありの也、

と特芳し、續けて凡例八則を掲げた中よ、
間積り一分五間五尺の積り仕ゆ、且六尺
五寸之る也、

と断つてあり、間尺を以て地圖を製作するの

は當座の事で、別は注意を惹くことでもない
のだから、古い江戸圖、慶長寛永等のものを見
取ると、間尺は六尺を以てしたもので、
間尺は六尺と當つて繪圖したと特筆されるす
れば、其の特筆が注意されるもの、

元禄四年板加兵部板の改撰江戸大繪圖の
表紙には、一分十尺積、遠近道印作とあり、
凡例にも、

江戸大繪圖、先年五枚はあみ立、一分五尺
のつもり仕ゆを、此版一分十尺とつゝめ

一枚に仕は

と断り、尚ほ其の上は、

今更を五枚の絵圖を一枚ずつめ申しは、
去年主判被致し此絵圖は、此公儀様へ訴訟
訟申上あみ立申しは、主判不仕は様よと真
芳に仕はる、を一つに主判致し、せめて重
判能はへは、多量流し得共、かつて道筋不
存に仁、高貴の爲計はあみ立申し故、悉く
お達のよりと、聞つてもなく、方角も遠
は、こゝかちる名附の示は、此名をのぞ

き、或はわき所へ書付ちど仕はへは、世間
の主室うは不成、却而わはる成申し故、
此及於以吟味仕は、其上方々あみ立添申し、
又此判をも主判可被致し、数年はわをおり
あみ立、其上大事の訴訟まで仕は申渡も
なく、人の跡を追ふは、可申は事迷惑仕は
若又此判をも主判も致しは、お叶申るも
不存はへとも、右之に此公儀様へ訴訟可
仕はる、主判は多用しは、加様は断申しは、
主判被致しは名、公事たらしみと申りのみは

る、右様にお心得可有之、公事も罷成
儀迷惑存、為其此理り方付申上以上、

元禄四年六月吉日

遠近道印作久音押

大門通田下町

板及弥兵衛板

此の記載は江戸時代の板権法の沿革を尋ねる
のよ大切なりのであるが、今は法制を考へる
のであつから、差置つこの必要を弁するだけ
止める、

江戸図も元禄前^{の頃}は既に数板あつたが、
茲に去年主板したといふのは、元禄二年石川

流宣編作、お模写太兵衛板の江戸図鑑綱目の
ことである、此の綱目は乾の方が案内記
で、坤の方が地図で、一帖一冊のりのた、主
か一延宝以来、切図でなく全図一枚あり、
いろくきき込み洋くちりて来た、其変を
覘つて、お模写板はきき込みを整理して一冊
子と一、全図一枚は立のよ添へて賣出した、
殊に序文の中、私曰一分十万等の有図、すべ
て万地を主る事益なりとあり、間尺も拘泥す
るは多益だと指摘したのには、其変へ力を入

此居る経師を以て取つては容易なりぬ打撃であ
 る、けれども三尺の紙を以てした地図が有
 用だといふのは乱暴なことだ、全くお話しな
 らぬ、とは云へ一般の需要は極めて多量な
 ので、概見して渠の所、箇の所と経過が知れ
 るは足りる、綿密は其の距離を知らうとせ
 るのみか、方角さへ厳密には調べない方が多
 い、巨細は五枚を以て別けたのよりも、簡便
 な一枚仕立が喜ばれる、さうした状況から
 地を知るも益なりと放言され、実測は此苦勞

千萬だとも云われる、爰で目安く絵画を仕立
 したのと、実測は依頼して製図したのと、江
 戸図は二様ありたが知れる、
 當時は出版法もなく、板権法もない、書籍
 組合もあつた、江戸図で其の筋の許可を以
 て刊行したのは、只だ寛文の経師板五枚図
 のみである、著作権とか板権とか云ふもの
 が規定されて居ないので見れば、如何にも主
 板され、或は複製されても取締る方法はない
 商人共が徳義を顧みない以上は何の制裁があ

らう、それだから江戸図^{刊行}の官准を唯一^{得た}板
たる権利を主張する趣を著き添一たのである。
此の権利の主張はつゞて最有力なのが万天の
積りなりだ、板元として^実測に依拠した製図
を出刊し、^{歴史的な}江戸図を提^示する^{たい希望}なり、
官准を^{得た}官准の条件が^{威張}る^{た商品}なり、
其の^{権利}を^{主張}する^{た商品}なり、
根本が寛文の五枚図であるのだ、であるから
元禄の官准刊行の振替^をして、他の刊行を^{威張}
「やうとする場合」に於て、五枚図を一枚図に

縮めたことを^{断頭}と云ひ立てる、即ち系統を
立て、掛るのだ、寛文板は一分五厘積りなり
を、元禄板は一分十厘積りなりと断るの
も、二十年来の筋目を正す訳なりだ、^{此の時}
板元は^{経師}でなく、板元^{より}つて^{居る}ゆ、
改撰に戸大繪図は五枚図を継承したことを立
証する、斯ういふことから後来板株と稱する
権利を生じた、

さて製図者、寛文のうは遠近道印^取、元禄
のうは遠近道印^作久音^取とありて、同一な花

押である、是で遠近道印も、遠近道印久音も
 同一人^{なり}の^{思はれる}を^{知つた}、更に元禄八年刊の大図
 図を見ると、

爰に武陽江城の下、^久遠近道印とくふ人、
 若歳より自然と図法を好み、畫釈工夫して
 後、或は山海の高廣、或は道法順路等の曲
 直遠近をも、纔の紙中であらわし、か間の
 つもりで、道を図するに方角順道道法等、
 毛頭を^お遠様な工事明細^りして、此道の図
 籍とるれり、然るに道印先歳寛文の次、初

而江府の図、一分五厘の積りて出し、其
 後一分十間、亦は一分四十厘の懷中繪図編
 作して、世上の調法とちれり、然るに主判
 のやから、大概は道印の図をかりて、初心
 の図力をもつて、或は大き成る図を小繪図
 とるし、或は品を替て類板するといつても、
 元来一分何間何寸何所とくふ積りなく画し
 たるより、方角順路悉く相違せり、頃日
 また江戸図禮綱目と題し、作者石川氏とあ
 り、彼図をみるに先歳主判の如くして、

方角順路お透せり、彼図は一冊の添本あり、
序芳を見れば、一分十百あり地を知る事
益なりと書たり、凡分百の積りなりは、前
後左右の透り、方角をみんるも、不々にお
みて明らかなりや、今爰に新改せし図は、
以前懷中に戸繪圖の更なりとて一分十五百
の図也、方角順路新地替地不殘遂吟味、江
戸大繪圖とらん、自今以後新地替地於右之
は、主として改板せしむべし、此圖は懷の左
方は磁石次第に此を直し、方角よりあてられ

可被持し、毛頭お透せしは、

元禄八年乙亥初夏図籍

遠近道印作

懷中道新和泉板木板即右馬板

寛文以来の傳統を唱説するころは同様だが、
前板よりも稽こ洋く述べてあり、一枚は仕
立てること、既に懷中圖を出して居る、其
の図法は従へた、とりよのは類板の簡便なる
を見取つたのではない、此方より一分五百積
(寛文五枚圖の図法、それを元禄四年より一分十
百積の一枚圖よりた)と、一分十五百積り(懷中

図、一枚物とあらうたのだ、真似たのでない
 かと感張つて見せ、殊に類板の中、石川流宣の
 には綱目は、元禄二年の刊出である、
 我等は此の記載の磨頭、
 刻、その字を冠つて居るのが眼はつた、さ
 して久遠の二字は、元禄四年板の遠近道印
 作大者、其の末者と、
 遠近道印、は或る人の氏名でな
 くて又た表号でも、
 ありの、
 是は実測より、

距離を走る、
 此が地圖の商標のや、
 印作、
 宝永五年松葉貞知板の江戸間之図、
 中絵図は遠近道印の作として、
 で、替地新地が多くあらう、
 たことを述べ、

四工 遠近道印
 補者 児玉封昌

執筆 加藤 諒友

と連署してあつて、^本遠近道卜るしとは製図の
法式であつたを、爰では立派な作者の名を
て了つた。享保六年の須原屋治左衛門板の分
間江戸大絵図^二は往寛文の次、遠近図籍とい
つる才人あり、此に戸の輿地を詳に図せり、
其方角遠近^一分毫を正して、減は古今に稀あり
工也。後年々に改正潤色して、其板甚多し
といふとも、図籍ほどの巧才ありければ、方角
の遠、遠近の誤粗多しといふ、須原屋茂兵衛

板を年号、分毫江戸大絵図^二は、そのかみ遠近
道印といへる人、此に戸図一分五^分あり、
大紙五枚に全部して初て世の至宝とせしめと
ふ、寛延三年須原茂兵衛板分毫江戸大絵図
^二は、此図は寛文の次、遠近道図の述作ありと
ふ、文政の金九影直図、須原屋茂兵衛板の
分間江戸大絵図^二は、先板此に戸絵図は、遠近
道図とかや、人の編たるといふ、須原
屋板は道印を道因^二して了つた、
板元も屢替り、数回も改刻されたが、寛文

の傳統を舉揚することには決して忘れまい、それ
 は是れと云ふ遠近道印を標示し來つた、是
 は遂に^が洲國といふ板株よりまで^續繼した
 のであらう、洲地丈量よりしては但だ伊能忠純敬
 をのみ知つて、早く其の術は堪能であつた、^{北条安房守正房及子}
 島傳兵衛のありことは知つて居ない、只だ江
 戸芳林の房子^{遠近道印}の板株が残つてのは、宛
 ら^{島傳兵衛}島傳兵衛の頌功標のやうに眺められる、
 我等の涉獵が足らぬためかも知れぬが、其
 の人の事を言ひたりを見掛けまい、幸ひ誰

も知つた大道寺友山の落穂集の中より、

江戸大繪圖の事

問曰今時に江戸大繪圖と申て、世上にもては
 やすは、何吹く、出来ぬたる事と云ふや、
 答曰右大繪圖は申義、以前は之をいふ、
 散有院様(四代家綱)代、酉の年(明暦三)大火
 事以後、井伊掃部頭殿(直孝)保科肥後守殿
 (正之)を始め、其外此老中方此寄合被成りて、
 此等地大繪圖と申物は、ちくとして不叶事と有
 り、此を改りて伊豆守殿(松平信綱)の成掛り

とあり、北條阿波守及大目付安房守正房、
 明暦三年正月江戸大災の故、二十七日仰こ
 りて、市城下及下町内の宅地を割分ち、
 之れを回しつくりてたてまつるゝと家譜ありあ
 るは仕立被差上げ様と被仰付下り、阿波
 守被申上げは、私儀只今の市役の事なりは
 へは、市用多一箇手達きも無之、
 上市城廻を初め、御家屋敷并所方共は小細
 はわり付、方角お差さ之様に仕立申と有之
 は、たやすく出来可申きとては之を之、然

る所は私市役儀は取り交へ、市城廻はお掛
 り罷立は儀は仕りがたくなり、餘人へ被仰
 付被下し様とて、達て市断を被申上げ共は
 外へ被仰付る、方角を之なり、（正）市房が特に此
 の事を命せられは、慶安四年詔は給圖
 を造つて、家光將軍は献したことがありか
 らをありし下は役人の義は義人ちり共、其
 元被申上次第被仰付しる、右大橋圖方の惣
 用として、世話被致し様と有之は付、安
 房守及市申上げは、然るは於ては私身の

(福を誤つて久とす)

かれざる者も久島傳兵衛と申者有之、只今
門弟中の指南を致させ、私方より差置け、尤
南分浪人より罷立けしは、此城内へ之入り後
いかゞよひ一共、若しかゝらずとの思召るも
此差置けは、此者より差置けり、私見代り
差出け様なり、如何可有之れ哉と被お伺ひ
一は、伊豆守殿申聞被有、尤よはれ一共、
尚分浪人者と有之れ一は、我等一存を以て
差置け一がたくいふ、追て可申述いと也、
其及伊豆守殿申けは、此間申聞け久島

十三

傳兵衛殿、其元由緒も有之、其上手前より被
差置いと有之儀より一は不苦いふ、成程可
被差置、鈴木候理(大工棟梁)義手下の由
被官共召連れ罷出、其元の差置を請け、お
勤る様より被仰付けらる、其旨をお心得様
もと有之、小川所安房守殿及辰宅の焼跡より
繪圖より出来、修理傳兵衛共其外由被官共罷
出、最初より本城の地坪を打廻し、夫より
西の由丸の地坪を打し、其の義は、由及より
方様被入を以て、傳兵衛殿は差置へ、二

三日程の間は、安房守及自ら申出、修理へ
差圖被致事候し申也、惣て外大手平川内門
より内より安房守及直弟の者より、傳兵
衛より外より一人も冬り候不罷成、山城
内の坪わりの跡に已後、外の門弟共の要も
二三人程つゝ申合、傳兵衛手傳として罷出
し、我等儀は大原十郎右衛門と組合三四夜
計りも罷(大道寺友山)申出、相右の申繪圖出
来し節、申納戸へ納り不申し内より拝見致後
きと存る直弟の者共は、申繪圖小原へ罷出

し様ふと、安房守及申出之由、傳兵衛方よ
り申傳し付、何れも申出、我等儀は大
原と同道より参る所、清方の申繪圖は箱合
入、床の上より有之、下繪圖を何れも一覽仕
り居申ふ、安房守及申出、大原と我等へ
申しは、此下繪圖より有之、本丸向の義
は山城を限り、中を切りぬきし様ふと申
ふ付、直人より切りぬきしは、うらの方
よりふくみ紙よりわすかみを掛けし様ふとの
義より、其通りより致し下り岩城伊集守及申

出、下絵圖を披見あり、此中をは何ゆへ
 此切ぬかりやと尋ねば、今ト存案有之、
 切りぬかりと、安房守及返答被有、我
 等杯も一箇合点不参に、又日子承りし
 へは、安房守殿、右の此絵圖を被差上げ
 ば、此老中方何れ殊外あるべき有之と也、
 其節安房守殿より、件の下絵圖を被差出、
 是は下絵圖にてあるは、其方の此絵圖は来
 の上は焼失申付け、筆に此筆は一共、一應お
 伺ひことなれ故持参仕、私存は此本丸

西の此丸の内の坪数さへ露顯不仕は、
 其外の向の義は不苦義とてあるは、此
 下絵圖の義は板行に被仰付け、如何有
 生ゆや、然は世召の主室も可成成事と存
 心と申上げられ、此老中方何れも此間被有
 其元此申の通り、左の事より、左様も可申
 付、板行必乗申は、手前共方より一枚
 つ、此位の由申す付、然は弥々板行致さ
 せ可申と申上、安房守殿より此老中方此
 院の前より、絵圖の中の切りぬきと有之

を取りはちされ、小刀を以て細子切り破り、
鼻紙を包み給ふ、此坊主衆を焼捨せ
られしと有之、被破るゝと也、其後遠近
道印と申し書物屋方へ渡り板行出来し節、
安房守政より差回被有、此名中方を初め此
役人方へは板行の絵圖一枚つゝ、書物屋方
より進上仕り、其後世上へも廣りし由、左
面の年大火事以後、此当地の義おふち、及
廣りし一共、其示々るはる儀より、此構ひ
も多之に付、書物屋方より人を廻し、手前

見合仕り、存の絵圖は書加へしを以て、
委細を不存る者は始終道印が自作と取り以
汰仕るゝしあり、

斯う考へてあり、此の考へは大道寺友山が八十
九才より享保十二年の著述である、是で寛
文五枚圖の経緯が知れる、斯うした道徳通
つて出板されたのだから、寛文以前には
戸圖及び其の後の一般のものとは違ふ、幕府
の認許を以たりの、今日あるは、（高澤寺）幕府
の製図を特許された書肆が刊行するやうなも

とよ

のだ、其の筋目を光らせらるるため子（伝）實を何所
 てもうゐ立てる沢木あり、友山は中（北）條安房
 守正房が老中の允許を以て、自分の發意のま
 ゝ、調製した下絵図を書肆に託して板行さ
 せし、然れは亘一が、遠近道印を北條正房
 の作名のやうに書つて居る、作名では無い、
 製図法の標本である、けれども後來誰かの作
 名が如く、此の四字を扱ふし、た、
 暫く作名と見做さるゝは、此の作名として好
 いか、落穂集もあり通り、北條正房が受命し、
 監修したとあるが、彼は内城などを執筆
 して、板行させた部分には（参）福島傳兵衛が携當し
 たのである、元禄八年（板）の図である、此道の図名ともな
 りとあり、
 寛政重修諸書紀へは、北條安房守正房は初
 名を氏長とあり、寛文十年五月廿九日六十二
 歳を没した、此の人には北條流の軍學を學めた
 のと名高い、江戸町奉行で鳴したのは嫡子安
 房守氏平なりが、大日本人名辭書が此の親子
 二代を、一人と書いて居るのみが、武藝小傳

中が同様なるを遺つて居る、福島傳兵
 隆は正房の養子で、絶家して居た親族の
 名跡を立てさせた、正房が没して氏平が其後
 主として、新降作なりて居た二百俵の禄を傳兵
 隆に譲り、福島家再興を完了した、傳兵隆は
 正房の軍学の高きで、士鑑用法(正房の著)の鈔、
 易城駐歩集、足輕百ヶ條、長柄百ヶ條等の著
 者もある、貞享二年九月十日、五十五歳で没
 した、彼が江戸市街を実測した、明暦三年より
 三十六歳、北条正房の略摺として大番組に列
 した、延宝五年五月は四十八歳で、さうすると
 元禄八年の図は福島傳兵隆のことではない、
 その図は久遠道印と云ふ人であり、又元
 禄四年板の久遠道印作久音ともあり、其
 の久の字は落穂集の久島傳兵隆の久の字だと
 も思つたが、系譜に依つて福島が知れて
 見れば、何とも分らないこととなりつた、
 元来遠近道印面で、実測に依つて正確な地
 図たらしめ標示を、格別の過程のあり出版物
 たる権利を主張せんがため、遠近道印を何

若かの作名とし、其の人ありか如くは装つて
 遊み板株を振るゝで漕ぎ附けれ、それやど
 遠近道印の四字が寛文から、傳統を背りて立
 つた案山子ものだ、実は最初から此の作名で
 もないのに、主かー此の案山子は近世出版法
 の歴史から、決して見落してはならぬ大切
 なものだが、其の擬人手段に引致つて実を
 考へるのは聰明であらうい、